

食品衛生法の規定により、杉並区が食品衛生法違反者等に対し、不利益処分を行った件について、以下のとおり公表します。

なお、公表内容については、公表を行った日から原則として7日経過後削除しております。

公表年月日	令和6年5月10日
業種等	飲食店営業
営業者氏名	伊藤 雅史
施設の名称及び所在地	まさ夢 東京都杉並区高円寺南一丁目6番3号
不利益処分を行った理由	食中毒の発生（食品衛生法第6条第3号違反）
不利益処分等の内容	営業等の停止 停止期間 令和6年5月10日から令和6年5月15日までの6日間（令和6年5月9日の1日間、自主的に営業を休業したため、減算）
備考	・病因物質：カンピロバクター・ジェジュニ ・原因食品：令和6年4月19日に当該施設が調理、提供した食品（鶏肉料理を含む）